

荒尾市森林整備計画 変更計画書

計画期間

自 令和 2年4月 1日
至 令和 12年3月 31日

〈令和4年（2022年）3月変更〉

熊本県荒尾市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
II 森林の整備に関する事項	4
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
第2 造林に関する事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第8 その他必要な事項	
III 森林の保護に関する事項	24
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	26
V その他森林の整備のために必要な事項	26

【変更の理由等】

1 計画の変更を要する理由

森林法第10条の5の規定に基づき樹立した荒尾市森林整備計画の一部を、同法第10条の6第3項の規定に基づき変更する。

2 効力の発生

令和4年（2022年）4月1日から効力を生ずる。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

熊本県の西北端に位置する本市は、東に玉名市、南関町を境とする小岱山を有し、県立自然公園区域となっている。この小岱山を水源とする菜切川が、本市の中央を北から南へ流れ有明海に注いでおり、菜切川と有明海を挟んだ中央にはなだらかな丘陵地がある。また、有明海寄りには、池黒池を水源とする浦川が流れしており、菜切川とその支流や浦川沿いには耕作地が開け、集落が形成されている。

本市の総面積は5, 737haで、そのうち森林面積は891haあり、総面積の16%にあたる。森林面積のうち、スギ、ヒノキを中心とした人工林は102haであり、人工林率は11%になっている。

近年、森林に対する住民の意識や価値観が多様化し、求められる役割も多種多様化してきている。市北東部地区は、天然生の広葉樹林が広く存在し自然景観に優れているものの、森林整備は遅れており、住民の憩いの場としての遊歩道、東屋、林内整備等、また、前嶽に通じる山道の整備や桜、もみじの植樹等の要望が寄せられている。

また、林齢構成が偏っているという課題もあるため、今後は、伐期に達した人工林の主伐等を実施し、木材資源の効率的な循環利用を重視した適切な保育・間伐の実施や、伐採跡地への植栽等による的確な更新の確保を行っていく必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能ごとに、その機能發揮のうえから望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより水を蓄えるすき間に富んだ、浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保全する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している渓畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に發揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。また、集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に發揮されるよう保安林指定やその適切な管理を推進し、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の整備を図る。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全、整備を図る。

エ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。また、野生生物のための回廊の確保にも考慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、これらの森林整備を推進するうえで最も重要な林業労働力につ

いて、本市の林業労働力の担い手である玉名森林組合等の林業事業体は、現在、保育作業を中心とした体制となっているが、主伐や利用間伐を推進するために、今後は高性能林業機械の導入や活用も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。

また、適切な森林整備を推進していくために、林業事業体、林業研究グループ、林業普及指導員、森林づくり推進員、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、計画区内の県、市、森林管理署、森林組合等の林業事業体及び木材加工・流通事業体等で構成する関係者の合意形成及び民有林と国有林の連携を図りつつ、委託を受けて行う森林の施業・経営の実施、森林施業の共同化、林業担い手の育成、林業機械化の推進、県産材の加工・流通体制の整備及び木材等の生産、加工・流通における条件整備等を計画的かつ総合的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は以下のとおりとする。なお、標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を促すための指標ではない。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	40年	45年	35年	35年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

<皆伐>

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

<択伐>

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単体として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

なお、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあたっては40%以下の伐採）とし、森林の有する多面的機能の維持・増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに特に留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図る観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定

め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林 作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持 及び渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、野生動物の営巣等に重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。

オ 上記ア～エに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁通知）（以下、「伐採・搬出指針」という。）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ行うこととする。

また、集材に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮するため、集材路の設置等については「伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととする。

注) 「集材路」とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。

3 その他必要な事項

伐採箇所には、市町村森林整備計画及び森林経営計画に適合した伐採であることを地域住民等に周知するため、市が発行する伐造届出旗を掲示し、無秩序な伐採や植林未済地の抑制を図るものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等から、下表のとおりとする。

なお、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

また、苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

【人工造林の対象樹種】

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、高木性広葉樹、マツ類等	

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林のうち育成单層林の植栽本数は、下表の本数を標準として定めるものとする。

育成複層林における樹下植栽については、育成单層林における標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

なお、森林所有者等が定められた標準的な植栽本数と異なる本数で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

ア 人工造林の標準的な方法

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/h a)	備考
スギ、ヒノキ、クヌギ、高木性広葉樹、マツ類、その他	疎仕立て～中仕立て	1, 500～3, 000	

注) 高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、植栽本数基準の下限を400本/haとすることができます。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林は、以下に示す方法を標準として行うものとする。

区分	標準的な方法
地揃えの方法	林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意する。
植付けの方法	通常穴植えとし、正方形植栽又は三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定する。
植栽の時期	2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林等人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林については基本的に上記と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により、適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	クヌギ、シイ、カシ、ブナ、カエデ類、アカシデ、ミズキ、ミズナラ、ヒメシャラ、ホウノキ、サワグルミ、その他地域に自生する中高木性樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る最大の立木本数及び天然更新補助作業について以下のとおり定める。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこと。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準と

して、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
2(1) の天然更新の対象樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵え	種子の定着に適した環境を整備することを目的とし、1(2)イに定める方法に準じて地拵えを行う。
地表かき起こし	必要に応じて林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合を考慮のうえ、林地の表土が流失しないよう特に留意する。
刈出し	ササ等の被圧により更新が阻害されているものについて、ササ等の状況、更新樹種の特性や稚幼樹等の発生数を考慮のうえ、必要に応じて更新が完了するまでササ等の刈払いを行う。
芽かき	ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。
植込み及び播種	稚幼樹の発生量が少なく確実な更新が見込まれないものについて、必要に応じて苗木の植栽又は播種を行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、気候、地形、土壤等の自然条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

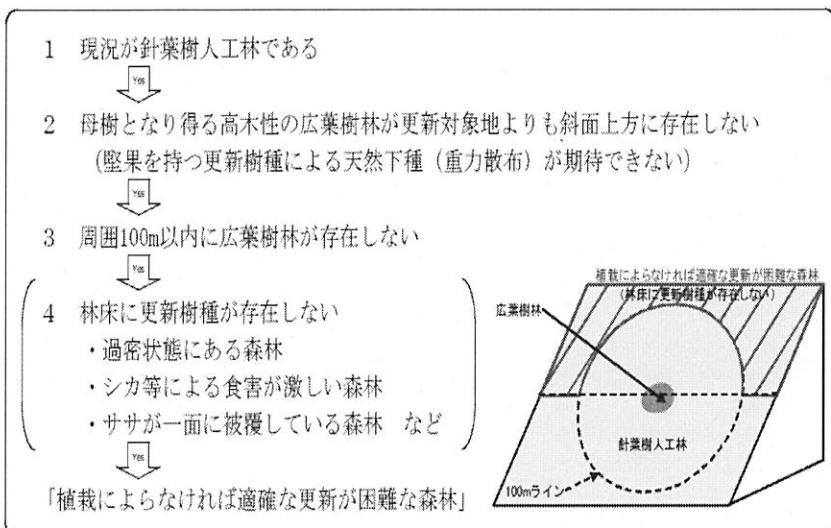
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とする。

なお、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新対象樹種が存在しない森林を当該森林とする。

(参考) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 植栽未済地対策

人工林の伐採(皆伐)後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成

及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然 条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

- (3) 造林地においてシカによる食害が多発している区域にあっては、防護ネット等の鳥獣被害防止施設の整備を行うものとする。

- (4) 人工造林の際は、補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の成育の促進、林分の健全化並びに利用価値向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率について、次のとおり定めるものとする。

【間伐の標準的な林齢及び標準的な方法】

樹種	植栽本数 (本/ha)	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ	1,500～ 2,000	一般材	△	28～34				
		大径材	△	28～35	39～52	58		
	3,000	一般材	14	23	31			
		大径材	14	23	31	45	57	
ヒノキ	1,500～ 2,000	一般材	△	34～39				
		大径材	△	34～40	42～55	61	72	
	3,000	一般材	14	25	31			
		大径材	14	25	31	40	55	65

標準的な方法	備考
<ul style="list-style-type: none"> 初回は、除伐（植栽木以外の樹種の伐採）を兼ねた間伐とする。（△については、必要に応じ除・間伐を行う。） 2回目以降は、形成不良木を選定するとともに、林分密度管理図を参考として定量的に本数管理を行う。 間伐率は、強度の疎開を避けて決定するものとし、本数率で20～30%程度とする。 高齢級の森林における間伐については、成長力に留意して実施する。 間伐実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年を標準とする。 ただし、針広混交林へ誘導する場合は、強度な間伐を実施できるものとする。 保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行う。 	

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分健全化を図るため、保育の時期、回数、作業方法について、下表のとおり定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

樹種	1	2	林齢												標準的な方法	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
下刈り	スギ		←							→						
つる切	ヒノキ							←							→	
除伐	キ						←								→	

・下刈り

植栽樹が下草から抜け出すまで年1回（必要に応じて2回）毎年実施する。

・つる切

つるの繁茂状況に応じて、下刈り終了後2~3年毎に行う。

・除伐

つる切と同時期に目的外樹種及び不良木を除去する。

注) 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性が無くなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

3 その他必要な事項

間伐及び保育の基準については以下のとおりとする。

- (1) 過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、除々に適正な林分密度に誘導するものとする。
- (2) 育成複層林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。
- (3) 木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集団化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。
特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、作業路網の整備と機械化による効率的な間伐を推進することとする。
- (4) 竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林等水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

【森林の伐期例の下限】

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	50年	55年	45年	45年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止、土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止、土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能、他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1により定めるものとする。

①土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③保健文化機能の維持増進を図る森林

保健保安林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

④他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 該当なし

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等

の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るために森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

①土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図る森林

地形や傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所、土層内に異常な滯水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林等

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林等

③保健文化機能の維持増進を図る森林

湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な展望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

なお、それぞれの森林区域については、別表2に定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	80年	90年	70年	70年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持造林を図るために森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条

件等から一体的に森林施業を行うことが適當と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域として定める。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れの低い森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

これらの区域については、別表1のとおりとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるもの を除く）	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市において、多面的機能の發揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。このため、特に、不在村森林所有者や森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

3 森林の経営の受託等を実施するうえで留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申し出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林については、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先して行うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者の大部分は5ha未満の小規模所有であり、森林施業を計画的、重点的に行うために、市、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落に実行責任者たる集落リーダーを配置し、集落単位で、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での森林の整備を図っていくこととする。

特に本市の林業労働者の中心的な担い手である森林組合への経営委託の推進により、資本の整備や作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、高密作業路の計画的整備、造林、保育、間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

森林の整備に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼び掛ける。不在市森林所有者に対しては、市及び森林組合が、ダイレクトメール等を利用する等、森林管理の重要性に対する認識を深めるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施するものとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、下表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこと。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	30~40	70~210	110~250
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	23~34	52~165	85~200
	架線系作業システム	23~34	2~41	25~75
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	16~26	35~124	60 <50> ~ 150
	架線系作業システム	16~26	0~24	20 <15> ~ 50
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5~15	0	5~15

注1) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方は、次のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダトラック
中傾斜地 (15~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスター チェーンソー	グラップル ワインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		100~300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダトラック
急傾斜地 (30~35°)	車両系	300~500	50~125	チェーンソー	グラップル ワインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		150~500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダトラック
急峻地 (35° ~)	架線系	500~1500	500~1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社

会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針」（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、「熊本県林業専用道作設指針」（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成し、適切な管理を行うものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を推進する観点等から、「森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）」を基本として、「熊本県森林作業道作設指針（平成23年7月27日付け森整第348号熊本県農林水産部長通知）」に則って作設を行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理を行うものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

本市の森林所有者（林業従事者）は零細であり、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。したがって、森林施業の共同化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目指とし、林道・作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

(2) 林業就業者及び林業後継者の育成方針

林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種事業の受託の拡大等を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し、技術研修会や林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

また、本市と森林組合が一体となって行う森林所有者や地域住民等を対象にした林業体験等の取組を通じて、森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していくこととする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市では今後主伐期を迎える人工林が増加する傾向にあるが、林道や森林作業道等の基盤整備が十分でないことや林家の経営が零細であることなどから、林業機械の導入の遅れが目立っている。

このような中、木材生産性の向上及び労働の軽減を図るため、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入により、非皆伐施業にも対応した機械作業システムの導入を推進し、高性能林業機械作業の普及・定着、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等機械の作業システム化を推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

なお、急傾斜地で路網整備による林地荒廃が予想される森林にあっては、土地の形質の影響が少ない架線集材等を利用し、災害の未然防止に努めるものとする。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業種類		現 状	将 来
伐倒 造材 集材	全流域（緩傾斜）	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスター プロセッサ
	全流域（急傾斜）	チェーンソー	チェーンソー、スイングヤーダ、 タワーヤーダ、プロセッサ
造林 保育等	地拵え、下刈	チェーンソー、刈払い機	チェーンソー、刈払い機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打ち機

3 林産物の利用の推進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産流通・加工は、製材工場が3工場でいずれも小規模であり、協業化・共同化等による経営規模の拡大や高性能機械の導入を図ることにより、生産性の向上と製品の高品質化を促進する。

また、本市内には木質バイオマス発電施設が2工場あり、今後も林地残材の有効利用を促し地域木材の需要拡大を図る。

特用林産物については、中核的な生産者の育成による生産技術の向上、施設の近代化のほか、共同化による生産施設等の効率的な利用を推進し、品質の安定・向上と生産コストの低減、収量の安定・増大を図り、収益性の向上に努める。

【林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画】

施設の種類	現 状 (参 考)			計 画			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
製材施設	四ツ山	140,000 m ²	別添	四ツ山	200,000 m ²	別添	

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病害虫等の被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を市長が行うことがある。

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向けた合意形成を図り、体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

現在、本市ではニホンジカ等による森林被害は確認されていないが、定期的に森林組合、獵友会等地元関係団体から目撃情報等を収集し、被害情報の把握に努める。

森林被害の発生が予測される場合、植栽木や希少植物等の食害及び角擦り等による樹木の剥皮被害を防止するための防護柵、食害防止チューブ等及び剥皮被害防止資材等の設置を指導する。なお、これらの設置にあたっては、低コストかつ効果的で、野生鳥獣に危害が少ない防除対策を推進し、当該施設の設置等に係る支援を行うなど必要な措置を講じるものとする。

被害対策については、野生鳥獣との共存に配慮しながら、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携して取り組むものとする。

なお、鳥獣害防止森林区域については、必要に応じて区域設定を検討するものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。なお、詳細については、「荒尾市火入れに関する条例昭和59年12月27日条例第37号」によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けているなどの理由により伐採を促進すべき林分
該当なし

(2) その他

森林所有者等による日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林区域
該当なし
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
該当なし
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
該当なし
- 4 その他必要な事項
該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次の事項について適切に計画するものとする。

なお、森林経営管理法第35条第1項の経営管理実施権配分計画により経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画による適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ Ⅱの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ Ⅲの森林の保護に関する事項
 - (2) 森林法施行規則第33条1号口に規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
荒尾市小岱山区域	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13,	738

- 2 生活環境の整備に関する事項

地元住民や都市からのUJTIターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山林地域の定住を推進する。

- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市の森林は、小岱山の裾野に広がる里山であり、人工林と天然林が混交する林分構成になっている。小岱山は、県立自然公園に指定されており、自然遊歩道が整備され、ハイキングコースとして利用されている。また、天然生の広葉樹林

が広く存在し、自然景観に優れ、秋には紅葉なども楽しめる。府本地区では、梅尾城跡は遊歩道、東屋が整備され、有明海の展望もよく、付近には小代焼の窯元が数軒あり、観光の名所にもなっている。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域に点在する小規模の森林や森林公園等、いわゆる里山林は、レクリエーション活動、学校教育、その他市民の憩いの場として広く利用されており、市民の文化活動を推進する上で重要な基盤となっている。また、里山林直下の集落保全を図る観点から、里山林を有する土砂災害防止機能は特に重要である。

里山林の有するこれらの機能を維持推進するため、各機能を考慮した森林の保全、整備を積極的に推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

該当なし

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策として、森林管理に消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、不在市森林所有者に対しては、本市及び玉名森林組合等の林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させ林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

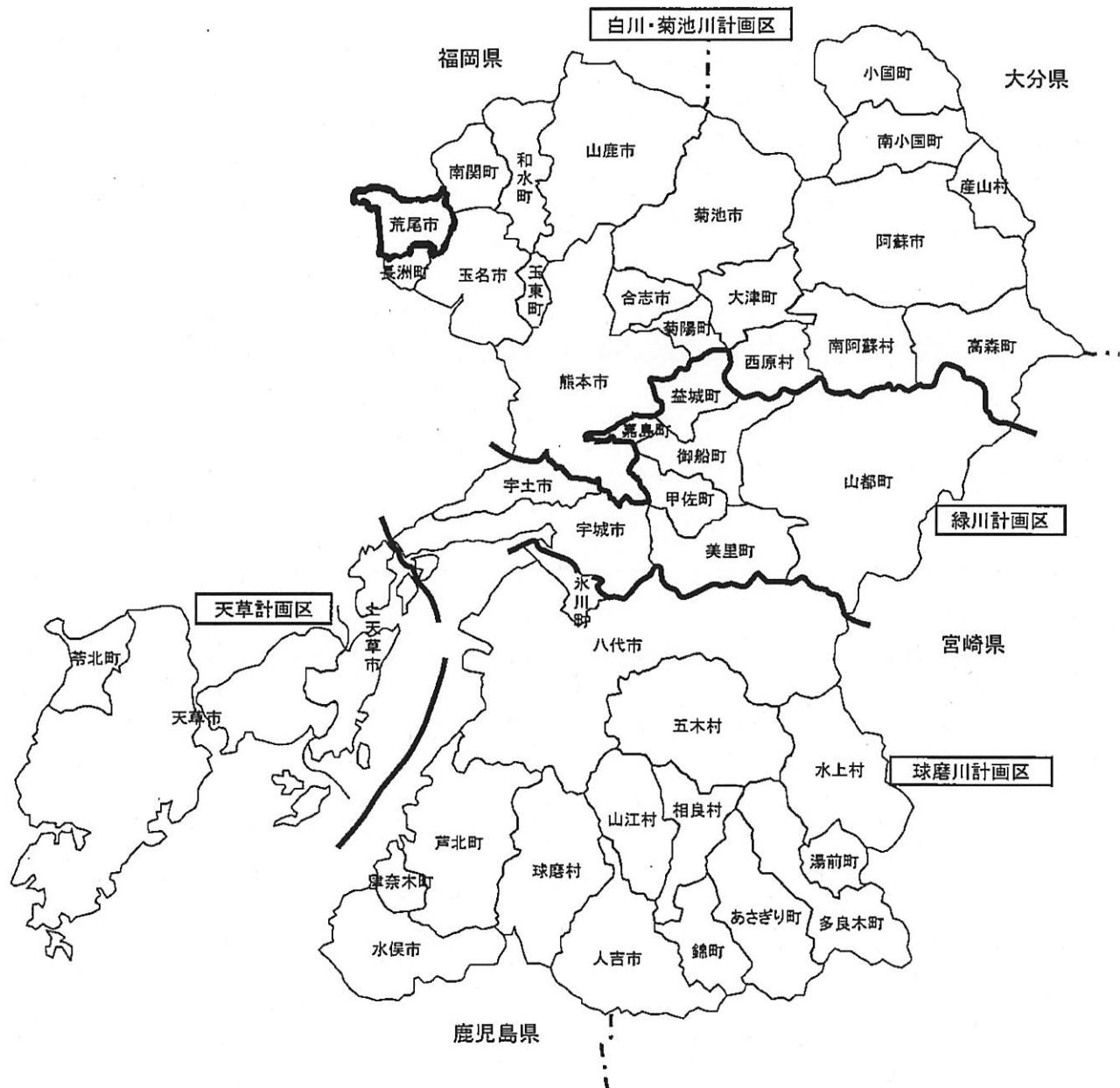
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

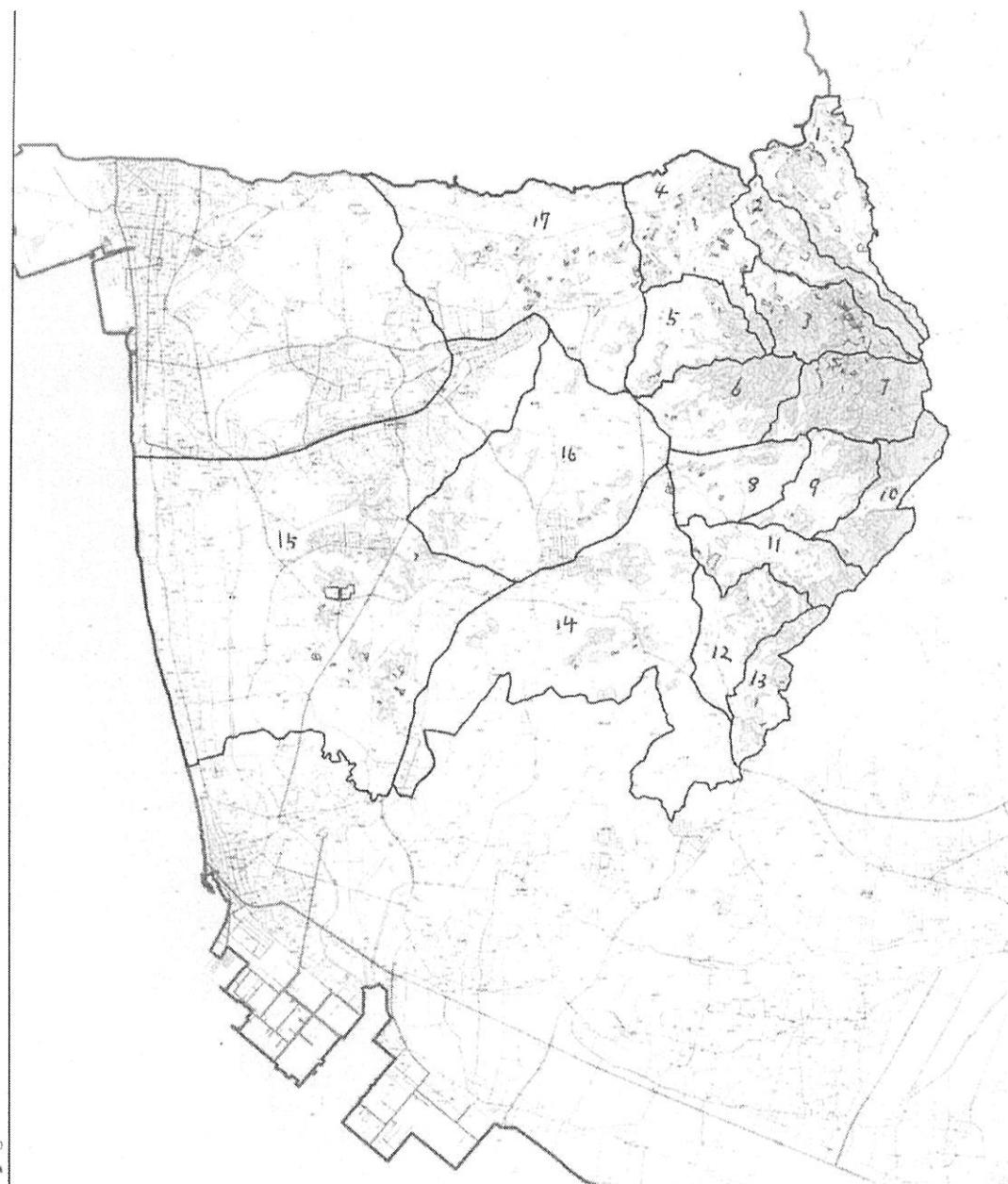
7 その他必要な事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を実施するものとする。

森林計画区位置図



荒尾市林班図



□ 荒尾市林班

□ 荒尾市天然林

□ 荒尾市人工林

△ 林班番号

製材施設位置圖

三

「二」この地図は、建設省土木局長の承認を得て、圖案施行のため、
昭和四十一年五月三十日付で公表されたものである。
（昭和四十一年五月三十日）